

障害補償請求書に添付する書類一覧

1	<p>後遺障害診断書</p> <p>障害が残った部位ごとに診断書を提出してください。</p> <p>例：歯を5本義歯にし、せき柱の変形障害と、手足のしびれ等が残った場合 →「歯」、「体幹（せき柱等）」、「上肢・下肢・手指・足指」の3枚を提出</p> <p>以下の障害について請求をする際は、「神経系統の機能又は精神の障害の認定と等級決定に関する調査事項並びに医学的資料及び医療機関の意見書等の収集について（平成16年3月12日地基補第54号）」に定める意見書、日常生活申立書及び残存障害診断書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中枢神経系（脳）の器質的障害（高次脳機能障害・身体機能性障害） ・せき髄障害 ・外傷性てんかん ・頭痛 ・失調、めまい及び平衡機能障害 ・中枢神経系（脳）の非器質的障害（脳に外傷がなく精神症状が残存する場合）
2	<p>（欠損障害、醜状障害、変形障害の場合）</p> <p>障害が残った部位の写真</p> <p>醜状障害の場合は、瘢痕の全部がよく見えるように撮影した写真と、瘢痕の大きさが計測できるよう、定規等を当てて撮影した写真を提出してください。</p>
3	<p>（受傷部位の疼痛・異常感覚等が残る場合）</p> <p>障害等級認定補足調査</p>
4	<p>平均給与額算定書並びに算定の基となった月の給与明細書及び出勤状況を確認できる書類</p> <p>以前に休業補償等で平均給与額算定書を提出されている場合も、補償事由発生日（治ゆ日）における基本的給与の額も含めて再度算定して提出してください。</p>
5	<p>（第三者加害事案の場合）</p> <p>加害者及びその保険会社から支払われた後遺障害逸失利益に関する金額とその算定方法を確認できる書類</p>

☆障害補償請求時のチェックポイント☆

基金に提出する前に、任命権者・所属において確認してください。

		チェック欄
障害補償請求書関係		
1	負傷又は発病の年月日は、認定請求書に記載されている年月日と一致しているか。	
2	治ゆ年月日は、治ゆ報告書の治ゆ年月日、後遺障害診断書の症状固定日と一致しているか。	
3	「障害の部位及びその程度」欄の記載は、障害が残った部位とその程度が記載されているか。 公務（通勤）災害として認定された全ての傷病名を記載するのではなく、後遺障害が残った部位等を記載してください。	
後遺障害診断書関係		
4	障害が残った部位に関する後遺障害診断書が揃っているか。	
5	診断書の内容は、「障害等級の決定について」に記載されている決定基準の内容を判断できる他覚的所見や検査結果等が記載されているか。	
障害等級認定補足調査		
6	疼痛の残る部分とその程度に関する記載と、疼痛以外の異常感覚（麻痺やシビレ、感覚がない、蟻走感などのことです。）に関する記載は区別されているか。	
平均給与額算定書関係		
7	治ゆ日時点で改めて算定をしているか。	
8	給与改定等があり、給与明細記載の金額と算定書記載の金額が異なる場合には、積算根拠等が確認できる資料が添付されているか。	
9	各種手当等の月別実績額が確認できる資料が添付されているか。	
第三者加害事案の場合に必要な書類		
10	加害者及びその保険会社から、後遺障害逸失利益に関して支払われた金銭がある場合は、その金額と算定方法を確認できる資料が添付されているか。	